

就職促進手当の追加給付について

令和元年 8 月 2 0 日時点

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計で、長年にわたり、不適切な取り扱いをしていたことにより、国民の皆様にご迷惑をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを、一部抽出調査で行っていたことによる就職促進手当の追加のお支払いを、順次開始します。

1 追加給付の対象者

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方

（１）平成 16 年 8 月 1 日以降、平成 31 年 3 月 17 日までに就職促進手当を受給した方

(ただし、手当日額が級地区分に従って定められた者及び手当日額が上限額(5,820円)であった方は追加給付が発生しません。)

級地区分：就職促進手当受給前の状態が雇用労働者以外である場合、居住する地域に応じて1～3級地に区分し、各区分において

就職促進手当の金額を設定。(1級地：4,310円 2級地：3,930円 3級地：3,530円)

(2) 上記(1)の期間において、自己の労働による収入を得たことにより、過去の就職促進手当が減額支給または不支給となった方

※(1)ただし書きの「級地区分」・「上限額」に該当する方であっても、こちらの要件に該当していれば対象となる可能性があります。

なお、上記(1)、(2)に該当する場合であっても、受給時期や受給額によっては、差額が生じない場合がありますのでご注意ください。

2 追加給付の進め方

就職促進手当を受給された時期により、追加給付の進め方は下記のとおりとなります。

なお、追加給付業務の進捗状況については、「3. 追加給付の対象となった方への「お知らせ」の送付状況」をご確認ください。」

(1) 平成 23 年度から平成 30 年度に受給された方

i ハローワークで保存している書類により追加のお支払いの対象となることが確認できた方に対し、順次「お知らせ」等を送付します。

ii お手数ですが、同封の「返答書」に口座情報など必要事項をご記入の上、ハローワークあてにご返送ください。

iii ハローワークにて「返答書」を受け取り、ご返答の確認ができた方から順次、追加のお支払いを実施します。

・上記 1 「追加給付の対象者」に該当している方で、この期間に就職促進手当を受給された方については、まずは「お知らせ」の送付をお待ちください。

・ご自身が対象となるか不明な場合は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

(2) 平成 16 年度から平成 22 年度に受給された方

i 上記 1 「追加給付の対象者」に該当している方で、一定の要件に該当する場合に追加給付の可能性がありますので、お心当たりのある方におかれましては、関係書類と共にお申し出をお願いします（※）。関係書類については、別紙をご確認ください。

- ii お申し出をいただき、関係書類により追加給付の対象となることが確認できた方から、順次、追加でお支払いを実施します。

別紙 関係書類

必要な情報	確認できる書類	
	申請書類等	その他の書類の例
受給した事実	支給決定通知書	求職手帳・就職指導票の写し
受給額	通帳の写し	
受給日数	求職手帳・就職指導票の写し	通帳の写し
自己の労働による収入がある場合の減額	申告書（写し）	求職手帳・就職指導票の写し
賃金日額	求職手帳・就職指導票の写し 受給資格者証	通帳の写し
受給者本人であること	本人確認書類	—

- ・ご自身が対象となるか不明な場合は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<ご注意下さい！>

- 上記「お知らせ」は、ハローワークから郵便物により送付します。

- それまでの間、これらの「お知らせ」をかたる郵便物にご注意ください。
- 本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク以外から、直接お電話や訪問をすることはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合は、ご注意ください。
- 国の機関と誤認させるような名称の団体等にもご注意ください。
- 不審な電話等がありましたら、管轄の都道府県労働局、ハローワークにご確認ください。

3 追加給付の対象となった方への「お知らせ」の送付状況

・令和元年 5月 平成 23 年 4月以降に就職促進手当を受給され、追加給付の対象となることが確認で

きた方に、「お知らせ」の送付を開始いたしました。

※一部のハローワークにおいては、引き続き、対象となる方の確認を行っております。

確認ができた方から順次、「お知らせ」を送付してまいります。

※平成 22 年度以前に就職促進手当を受給された方は、お申し出をお願いしております。詳細については、2（2）をご覧ください。

お問い合わせ先	長崎労働局職業安定部職業対策課 095-801-0042
	ハローワーク長崎 095-862-8609
	ハローワーク西海 0959-22-0033
	ハローワーク佐世保 0956-34-8609
	ハローワーク諫早 0957-21-8609
	ハローワーク大村 0957-52-8609
	ハローワーク島原 0957-63-8609
	ハローワーク江迎 0956-66-3131

ハローワーク五島 0959-72-3105

ハローワーク対馬 0920-52-8609

ハローワーク壱岐 0920-47-0054

※就職促進手当を受給していた方が移転された場合は、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

※本省の HP のリンク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00039.html

別紙 関係書類

必要な情報	確認できる書類	
	申請書類等	その他の書類の例
受給した事実	支給決定通知書	求職手帳・就職指導票の写し
受給額	通帳の写し	
受給日数	求職手帳・就職指導票の写し	通帳の写し
自己の労働による収入がある場合の減額	申告書（写し）	求職手帳・就職指導票の写し
賃金日額	求職手帳・就職指導票の写し 受給資格者証	通帳の写し
受給者本人であること	本人確認書類	—